2009年 輸出統計品目表新旧対照表

		新(2009年)						旧(2008年)		
統計品目	N A		単	位	統計品	∃	N A		単	位
番号	ACCS用	品名	I	П		号	ACCの用	品名	I	П
		さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は鞣皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず (削 除) -さんご -その他のもの		KG KG		200	3	さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は、一様、皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくずー貝殻一さんごーその他のもの		KG KG KG
12.09 1209.10 1209.21	<u>)</u> 3	播種用の種、果実及び胞子 (省 略) 一飼料用植物の種 (省 略) ——その他のもの		<u>KG</u>		<u>100</u>				<u>KG</u>
12.11 1211.20 { 1211.40		主として香料用、医療用、殺虫用、 殺菌用その他これらに類する用途 に供する植物及びその部分(種及び 果実を含み、生鮮のもの及び乾燥し たものに限るものとし、切り、砕き 又は粉状にしたものであるかない かを問わない。)			12.11 1211.20	900	0	その他のもの 主として香料用、医療用、殺虫用、 殺菌用その他これらに類する用途 に供する植物及びその部分(種及び 果実を含み、生鮮のもの及び乾燥し たものに限るものとし、切り、砕き 又は粉状にしたものであるかない かを問わない。)		KG
	1	<u>ーその他のもの</u>		<u>KG</u>	1211.90	100 900		<u>ーその他のもの</u> <u>ーー甘草</u> <u>ーーその他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>
12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			12.12			海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		

		新(2009年)						旧(2008年)		
統計品目	N A C	.,, (, ,	単	位	統計品		N A		単	位
番号	CCS用	品 名	I	П		日 号 ——	NACCS用	品 名	I	П
1212.91 1212.99 000	4	一その他のもの (省 略)一一その他のもの		KG	1212.91 1212.99			 一その他のもの (同 左) 一その他のもの ーーローカストビーン (種を含む。) ーーーその他のもの 		<u>KG</u> KG
14.04 1404.20 1404.90 000	0	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。) (省 略) <u>-その他のもの</u>		KG	14.04 1404.20 1404.90		2	植物性生産品(他の項に該当するものを除く。) (同 左) -その他のもの主として染色用又はなめし用 に供する植物性原材料		<u>KG</u> <u>KG</u>
22.02 2202.10 2202.90 000	0	水 (鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) その他のアルコールを含有しない飲料 (第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。) (省略) -その他のもの		<u>L</u>	22.02 2202.10 2202.90		4	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。) (同 左) -その他のもの - みかん果汁を含有するもの - りんご果汁を含有するもの - その他のもの		<u>L</u> <u>L</u> <u>L</u>
38.24 3824.10 \(\rangle\) 3824.83		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及 び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			38.24 3824.10 \(\chi\) 3824.83			鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業(類似の工業を含む。)において生産される化学品及 び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3824.90 100 200	1	-その他のもの小売用の容器入りにした修正 液修正テープ(交換用のものを含 み、小売用にしたものに限る。)その他のもの		KG KG KG	3824.90	<u>100</u>		-その他のもの小売用の容器入りにした修正 液その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u> KG
50.03 5003.00 110	2 5	絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。) -カード及びコームのいずれもしてないものくず繭 (削 除)その他のもの -その他のもの		KG KG KG	50.03 5003.00	110 <u>120</u> 190	5 5	絹のくず(繰糸に適しない繭、糸く ず及び反毛した繊維を含む。) ーカード及びコームのいずれもし てないもの ーーくず繭 <u>ーー絹ノイル</u> ーーその他のもの ーその他のもの		KG <u>KG</u> KG KG

			新(2009年)						旧(2008年)		
統計品	=	N A		単	位	統計品	н	N A		単	位
	^日 号	NACCS用	品 名	I	П		号	NACCS用	品 名	I	П
60.01			パイル編物 (ロングパイル編物及び テリー編物を含むものとし、メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限 る。)			60.01			パイル編物 (ロングパイル編物及び テリー編物を含むものとし、メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限 る。)		
6001.10			る。) (省 略) ーループドパイル編物			6001.10			る。) (同 左) ーループドパイル編物		
6001.21	000	3	綿製のもの	SM	KG	6001.21	<u>100</u>		<u>綿製のもの</u> <u>たてメリヤスのもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>
6001.22	000	2	<u>人造繊維製のもの</u>	SM	<u>KG</u>	6001.22	<u>100</u>	4	<u>その他のもの</u> <u>人造繊維製のもの</u> <u>たてメリヤスのもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>
6001.29			(省 略) -その他のもの			6001.29	900	6	<u>その他のもの</u> (同 左) -その他のもの	<u>SM</u>	KG
6001.91	<u>000</u>	3		<u>SM</u>	KG	6001.91	100 900		<u>綿製のもの</u> <u>たてメリヤスのもの</u>	<u>SM</u>	KG KG
60.02 6002.40			メリヤス編物及びクロセ編物(幅が 30センチメートル以下で、弾性糸 又はゴム糸の重量が全重量の5% 以上のものに限るものとし、第 60.01項のものを除く。) 一弾性糸の重量が全重量の5%以 上のもの(ゴム糸を含まないもの			60.02 6002.40			メリヤス編物及びクロセ編物(幅が 30センチメートル以下で、弾性糸又 はゴム糸の重量が全重量の5%以 上のものに限るものとし、第60.01 項のものを除く。) 一弾性糸の重量が全重量の5%以 上のもの(ゴム糸を含まないもの		
	<u>100</u>	5	<u>に限る。)</u> ——綿製のもの	<u>SM</u>	KG		110 190		<u>に限る。)</u> 綿製のもの たてメリヤスのもの その他のもの	<u>SM</u> <u>SM</u>	KG KG
	210 290 900	6	一一合成繊維製のもの一一たてメリヤスのもの一一その他のもの一一その他の紡織用繊維製のもの	<u>SM</u> <u>SM</u> <u>SM</u>	KG KG KG		210 290 910	6	一一合成繊維製のもの一一たてメリヤスのもの一一その他のもの一一その他の紡織用繊維製のもの一一たてメリヤスのもの	<u>SM</u> <u>SM</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>
6002.90	<u>100</u>	4	<u>その他のもの</u> 綿製のもの	<u>SM</u>	KG	6002.90	990 110		その他のもの においまの にはいまの にはいまの にはいました には	SM SM	<u>KG</u> KG
	<u>200</u>	6	<u>合成繊維製のもの</u>	SM	<u>KG</u>		190 210		その他のもの合成繊維製のものたてメリヤスのもの	SM SM	KG KG
	<u>900</u>	6	<u>その他の紡織用繊維製のもの</u>	<u>SM</u>	KG		290 290 910 990	5 2	その他のもの その他の紡織用繊維製のもの たてメリヤスのもの その他のもの	SM SM SM	KG KG KG
60.03			メリヤス編物及びクロセ編物(幅が 30センチメートル以下のものに限 るものとし、第60.01項及び第60.02 項のものを除く。)			60.03			メリヤス編物及びクロセ編物 (幅が 30センチメートル以下のものに限 るものとし、第60.01項及び第60.02 項のものを除く。)		

		新(2009年)						旧(2008年)		
統計品目	N A		単	位	統計品	п	N A		単	位
番 号	NACCS用	品 名	I	П		号	NACCS用	品 名	I	П
6003.10 000	3	- 羊毛製又は繊獣毛製のもの	SM	KG	6003.10			-羊毛製又は繊獣毛製のもの		
						110		<u>ーーたてメリヤスのもの</u>	SM	KG
6003 20 000	0	- 綿製のもの	SM	KG	6003.20	190	4	<u>その他のもの</u> -綿製のもの	<u>SM</u>	KG
0005.20 000	U	かれるそうとう	SIVI	17.0	0005.20	110	5	<u> </u>	SM	KG
						190	-	その他のもの	SM	KG
6003.30		<u></u> 一合成繊維製のもの			6003.30			<u>一合成繊維製のもの</u>		
110		<u>たてメリヤスのもの</u>	SM	KG		110		<u>たてメリヤスのもの</u>	SM	KG
190		<u>−−その他のもの</u>−再生繊維又は半合成繊維製のも	SM	KG	COO2 40	<u>190</u>	5	<u>−−その他のもの</u> −再生繊維又は半合成繊維製のも	SM	KG
6003.40 000	1	一	SM	KG	6003.40			一再生機権又は十合成機権製のも		
		_				110	6	<u>-</u> たてメリヤスのもの	SM	KG
						190	2	その他のもの	SM	KG
6003.90 000	0	<u>ーその他のもの</u>	<u>SM</u>	KG	6003.90			<u>ーその他のもの</u>		
						110		<u>ーーたてメリヤスのもの</u>	SM	KG
						190	1	その他のもの	<u>SM</u>	KG
60.04		 メリヤス編物及びクロセ編物(幅が			60.04			 メリヤス編物及びクロセ編物 (幅が		
		30センチメートルを超え、弾性糸						30センチメートルを超え、弾性糸又		
		又はゴム糸の重量が全重量の5%						はゴム糸の重量が全重量の5%以		
		以上のものに限るものとし、第						上のものに限るものとし、第60.01		
6004.10		60.01項のものを除く。) −弾性糸の重量が全重量の5%以			6004.10			項のものを除く。) 一弾性糸の重量が全重量の5%以		
6004.10		上のもの(ゴム糸を含まないもの			6004.10			上のもの(ゴム糸を含まないもの		
		に限る。)						に限る。)		
100	3		SM	KG				綿製のもの		
						<u>110</u>		<u>たてメリヤスのもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>
		1、生体を作制のよの				<u>190</u>	2	その他のものもの	SM	KG
410	5	<u>人造繊維製のもの</u> たてメリヤスのもの	SM	KG		410	5	<u>人造繊維製のもの</u> たてメリヤスのもの	SM	KG
490		その他のもの	SM	KG		490		その他のものもの	SM	KG
900	5	その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG				その他の紡織用繊維製のもの		
						910		<u>たてメリヤスのもの</u>	<u>SM</u>	KG
2004.00		7 0 11 0 1			200100	990	4	その他のもの	<u>SM</u>	KG
6004.90 100	0	<u>その他のもの</u> 綿製のもの	CM	K C	6004.90			<u>その他のもの</u> 綿製のもの		
100	U	— 施 袋07607	SM	KG		110	3		SM	KG
						190		その他のもの	SM	KG
400	6	人造繊維製のもの						人造繊維製のもの		
			<u>SM</u>	<u>KG</u>		410		<u>たてメリヤスのもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>
		7 0 16 0 4-64 111 44 44 45 45 7 7	03.5	17.0		<u>490</u>	5	その他のもの	SM	KG
<u>900</u>	2	その他の紡織用繊維製のもの	<u>SM</u>	KG		910	5	その他の紡織用繊維製のもの たてメリヤスのもの	SM	K C
						990		その他のもの	SM SM	KG KG
							-	<u> </u>		
•		•	•			•		•	•	-

報用品目 A				新(2009年)						旧(2008年)		
69.07		_	N A	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	単	位	/4-31 P			(=====17	単	位
田のタイル(うおぐすりを施したものを除く。) 並びに陶磁製の非ザイクキューブその他これに顕する物品(うおぐすりを施したものを除く。) かかで 関かない。) 1			CCS用	品 名	I	П			ACCS用	品 名	I	П
類する物品(長方形であるかない かを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメート ル未満の正方形により包含することができるものに限る。) 100 3 3モザイクタイル 100 0 5 -その他のもの				用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。) 並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)						用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
69.08	6907.10	<u>000</u>	1	類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含する		KG	6907.10	<u>100</u>		類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)	<u>s m</u>	<u>SM</u> <u>KG</u>
用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) (省略) -その他のものモザイクタイル (削除) SM MT SM を発く。)モザイクタイル (削除) SM MT SM を発く。) を記したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) (同左)その他のもの SM MT SM を発く。)モザイクタイル SM を発製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 -食卓用品及び台所用品食卓用品(組物を含む。) がびに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) (同左)その他のもの SM MT SM を発く。)モザイクタイル を除く。)モザイクタイル を除く。) SM MT SM を発く。)モザイクタイル を除く。) SM MT SM を発したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) (同左)その他のもの SM MT SM を除く。)モザイクタイル を除く。) SM SM を発したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) (同左)モザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) (同左)その他のもの SM SM を除く。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6907.90	<u>000</u>	5	<u>ーその他のもの</u>	<u>SM</u>	KG	6907.90	100		<u>ーーモザイクタイル</u>	<u>SM</u>	SM KG
6908.90 100 5 -その他のもの モザイクタイル (削 除) SM 6908.90 100 5 -その他のもの モザイクタイル 内装壁タイル(モザイクタイル 内装壁タイル(モザイクタイル 内装壁タイル(モザイクタイル 内装壁タイル(モザイクタイル アを除く。) SM 69.11 磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 -食卓用品及び台所用品 食卓用品(組物を含む。) 6911.10 磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び代粧用品 食卓用品(組物を含む。)				用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)						用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)		
900 0 その他のもの SM MT 900 0 <u>を除く。)</u> その他のもの SM SM 69.11 磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 6911.10 6911.10 6911.10 で家庭用品及び化粧用品 -食卓用品及び台所用品 食卓用品(組物を含む。)	6908.90	100	5	ーその他のもの ーーモザイクタイル		SM		100		—その他のもの ——モザイクタイル	034	SM
6911.10 の家庭用品及び化粧用品 の家庭用品及び化粧用品 -食卓用品及び台所用品 6911.10 一食卓用品及び台所用品 -一食卓用品(組物を含む。) 一食卓用品(組物を含む。)		900	0		SM	МТ				<u>を除く。)</u>		<u>МТ</u> МТ
				の家庭用品及び化粧用品 一食卓用品及び台所用品						の家庭用品及び化粧用品 一食卓用品及び台所用品		
110 5喫茶用のもの DZ KG 110 5喫茶用のもの DZ DZ KG 110 5喫茶用のもの DZ D				ーーー喫茶用のもの				<u>191</u>	2	−−−喫茶用のもの <u>−−−その他のもの</u> −−−−32個以上の組物	<u>DZ</u>	KG <u>KG</u> <u>KG</u>
200 4 ——台所用品 DZ KG 200 4 ——台所用品 DZ DZ		200	4	——台所用品	DΖ	KG				<u>物</u>		KG

		新(2009年)						旧(2008年)		
統計品目	N A		単	位	統計品		N A		単	位
松計前日 番 号	NACCS用	品 名	I	П		号	NACCS用	品 名	I	П
		マイクロホン及びそのロージをおいた。) 、イクロホン及びそのロージをのロージをのロージをのロージをでのロージをである。) 、イクロホンを取りにある。、イクロホンを取りないのではないのでは、一人のロー・シャボンを関いないがでは、一人のロー・シャボン (削 除) ーーその他のもの	ОМ	NO KG	85.18 8518.10 8518.29 8518.30	200	2 4	マイクロホンをいるがは、	NO	NO <u>NO</u> KG
90.27		物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、 分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、 熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。) 及びミクロトーム			90.27			物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。)及びミクロトーム		
9027.10 0027.50 9027.80 110 190 910	4		<u>NO</u> <u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	9027.10	110 120 190 910	4 4 3	露出計 その他のもの その他のもの か理分析用又は化学分析 用の機器		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>
9027.90	6	<u>その他のもの</u> (省 略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	9027.90	920 990		<u>露出計</u> <u>その他のもの</u> (同 左)	NO NO	KG KG
92.05		その他の吹奏楽器(例えば、ク ラリネット、トランペット及び バグパイプ)			92.05			その他の吹奏楽器 (例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)		
9205.10 9205.90 000	1	(省 略) <u>- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	9205.10 9205.90			(同 左) <u>- その他のもの</u>		

統計品目 番 号	I NO 1	位 II KG KG KG
100 3 鍵盤のあるパイプオルガン N 並びにフリーメタルリード 付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器 200 5 アコーディオンその他これ N に類する楽器 アコーディオンその他これ N N N N N N N N N	I NO 1	I
100 3 鍵盤のあるパイプオルガン N 並びにフリーメタルリード 付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器 200 5 アコーディオンその他これ N に類する楽器 アコーディオンその他これ N N N N N N N N N	NO]	<u>KG</u> <u>KG</u>
92.09 楽器の部分品 (例えば、オルゴール の機構) 及び附属品 (例えば、機械 式演奏用のカード、ディスク及び ロール)、メトロノーム、音さ 並びに調子笛 (省 略)	<u>10 1</u>	KG
の機構)及び附属品(例えば、機械 式演奏用のカード、ディスク及び ロール)、メトロノーム、音さ 並びに調子笛 (省 略) 9209.91 9209.91 9209.91 の機構)及び附属品(例えば、機械 式演奏用のカード、ディスク及び ロール)、メトロノーム、音さ 並びに調子笛 (同 左) -その他のもの		
9209.91 - その他のもの 9209.91 - その他のもの		
9209.94 9209.99 000 5 その他のもの KG 9209.99 その他のもの		
$100 \ 0 \メトロノーム、音さ及び 調子笛 200 \ 2 \オルゴールの機構 N$	10 <u>1</u>	KG KG
300 4 第9205.90号の鍵盤のある パイプオルガン又はフリー メタルリード付きのハーモ ニウム若しくはこれに類す		KG KG
95.03 9503.00 三輪車、スクーター、足踏み式 自動車その他これらに類する車 輪付きがん具、人形用乳母車、 人形、その他のがん具、縮尺模 型その他これに類する娯楽用模 型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル (省 略)		
490 6 その他のもの N 500 2 -楽器類(がん具に限る。) D 600 4 -パズル N	NO 1 DZ 1 NO 1	KG KG KG KG

		新(2009年)						旧(2008年)		
1	N	757 (===== 7 /	単	位			N	(=====)	単	位
統計品目 信番 号 号	A C C S 用	品 名	I	П	統計品目番	를 클	NACCS用	品 名	I	П
96.08 9608.10 2 9608.60 9608.91 9608.99	5	ボールペン、フェルトペンその他の 浸透性のペン先を有するペン及び マーカー、万年筆その他のペン、鉄 筆、シャープペンシル並びにペン 軸、ペンシルホルダーその他これら に類するホルダー並びにこれらの 部分品(キャップ及びクリップを含 むものとし、第96.09項の物品を除 く。) (省 略) -その他のもの (省 略) -その他のもの		KG			0	ボールペン、フェルトペンその他の 浸透性のペン先を有するペン及び マーカー、万年筆その他のペン、鉄 筆、シャープペンシル並びにペン 軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの 部分品 (キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。) (同 左) -その他のもの (同 左) -その他のもの セーー・シャープペンシルの部分品 及び附属品 ーー・その他のもの		<u>KG</u>
96.13 9613.10 9613.20 000	4	たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。)及びその部分品(着火石及びしんを除く。) (省 略) -携帯用ライター(ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。)		NO		200	1	たばこ用ライターその他のライター (機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。) 及びその部分品 (着火石及びしんを除く。) (同 左) -携帯用ライター (ガスを燃料として使用するものでガスの		NO NO
9613.80 9613.90		(省 略) (省 略)			9613.80 9613.90	<u>900</u>	1	<u>ーーその他のもの</u> (同 左) (同 左)		<u>NO</u>